

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和4年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等

略

12 削除

略

略

12 自然公園法施行令（昭和32年政
令第298号）に基づく事務のう
ち、附則第6項に規定する協議の
申出等の受理及び知事への送付

各市町村

略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。